

## 電動アシスト自転車レンタル契約書

賃貸人 有限会社スマイルケア(以下、「甲」という。)と賃借人とは(以下、「乙」という。), 本日, 甲所有の電動アシスト自転車(以下, 「本件自転車」という。)につき, 次のとおり賃貸借契約を締結する。

### (基本合意)

第1条 甲は乙に対し, 本件自転車を本契約による約定により賃貸し, 乙はこれを借り受ける。

### (引渡し)

第2条 甲は乙に対し, 引渡日に, 本件自転車を本契約による約定に基づき, 整備状態が安全であることを確認の上, 引き渡し, 乙もその状態を確認してこれを受領する。

### (期間)

第3条 賃貸期間は, 6ヵ月・1年・2年のいずれかより, 申込時に乙が指定した期間とする。賃貸期間は, 乙が前条の引渡しを受けた日が属する月から始まり, 所定の期間の経過以降は, 甲が乙から解約の連絡を受けたときに本件賃貸借契約は終了する。なお, 乙は, 甲に対し, 乙が当初指定した賃貸期間に至らない時点で解約をした場合, 当初の賃貸期間まで借り続けた場合に支払う基本レンタル料金の総額に相当する額から、すでに支払った基本レンタル料金の累計額を控除した金額を支払うものとする。

### (賃料)

第4条 乙は, 甲に対して, 以下の車種に従い, 本件自転車の賃料をクレジットカードにより, 乙の金融機関口座から口座振替する方法により支払う。賃料については, 日割り計算をせず月割りにて支払うものとする。なお, 賃料, オプション料金, 配送費用は, 別紙プラン記載のとおり消費税込の金額であり, 消費税率は税率の変更に従い賃料に反映させるものとする。

### (法令順守義務)

第5条 乙は, 本件自転車の使用につき, 法令の定めるところに従い安全運転に努めなければならない。

### (自転車の管理方法等)

第6条 乙は, 甲の指定する以下の方法により, 本件自転車を管理しなければならない。

- ① 本件自転車を駐輪する際には、本件自転車に付属する鍵をかけなければならない。
- ② ①の他に、甲は、乙に対し、チェーンロックを貸与し、乙は、駐輪の際、チェーンロックをかけなければならない。
- ③ 本件自転車を駐輪禁止場所に駐輪しないようにしなければならない。これに違反して、本件自転車が撤去された場合には、乙の負担において本件自転車の返還手続きをしなければならない。
- ④ 乙は、本件自転車を甲の許可なく第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(自転車の毀損等)

第7条 本件自転車について、乙が通常の使用により損傷させた場合、サイクルショップにおいて、乙の自己費用にて修理をすることとする。但し、本件自転車にかかるオプション契約をしていた時は、この限りではなく、甲の負担において修理するものとする。

2 本件自転車について、通常の使用により生じた傷を超える程度の毀損、盗難、火災等による損害が生じた場合には、それが乙の責めに帰すべき事由によるものか否かを問わず、甲に対し、以下の基準で賠償をしなければならない。

|                                               |          |
|-----------------------------------------------|----------|
| <input type="checkbox"/> パナソニック製ビビ            | 122000 円 |
| <input type="checkbox"/> パナソニック製ビビ・チャイルドシート付き | 137000 円 |
| <input type="checkbox"/> パナソニック製ジェットター        | 140000 円 |
| <input type="checkbox"/> バッテリー ビビ用            | 39000 円  |
| <input type="checkbox"/> バッテリー ジェッター用         | 43800 円  |

(第三者に対する損害)

第8条 乙が本件自転車の運行により他人に損害を与えた場合、それが乙の過失によるものか問わず、それにより生じた第三者に対する損害賠償金並びに示談交渉、訴訟手続きに係る費用及び弁護士費用等事件解決に要する一切の費用は、それが甲に要したものであると乙について要したものであると問わず、すべて乙の負担とする。

(保険)

第9条 甲は、本件自転車について、対人賠償保険、対物賠償保険に加入し、その費用は、甲が負担する。

- 2 乙は、前条の損害に対して乙が被保険者となる保険契約がある場合、当該の保険によって前条の損害の補償に努めなければならない。
- 3 乙は、乙の居住地の条例等により自転車利用に係る損害賠償責任保険の加入を義務づけられているときは、対象となる保険に加入しなければならない。
- 4 前条の損害が、第一項の保険の対象となる場合には、乙は、甲の指示に従い、保険料請求のために必要な一切の書類を甲に提出しなければならない。
- 5 甲又は第三者が第一項または第二項、第三項に基づく保険金を受領した場合、乙はその範囲において、前条の損害賠償責任の全部または一部を免れることができる。

(返還方法)

第10条 乙は、第3条の期間内に本件自転車を、甲の指示で返還するものとする。

(解除条項)

第11条 甲及び乙は、本契約に記載されている義務に違反したときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

(反社会勢力の排除)

第12条 乙は、本件契約の締結日において、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、その他これらに準ずる者(以下を総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持つてするなど、不当に反社会的勢力の威力を利用していると認められること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関係を有していると認められること
- (5) その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係を有していること

2 乙は、自ら若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 乙が、反社会的勢力若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前号各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明、確約に反する事実が判明したときは、甲は、催告を要しないで通知のみで、本契約を解除することができる。

4 前項の甲の権利行使により、乙に損害が生じても、甲は一切の責任を負担しない。

(管轄)

第13条 本契約に関する紛争は、すべて京都地方裁判所を管轄裁判所とする。

(その他)

第14条 本契約書に定められた以外の事項について、問題が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上

2025年2月3日 改定

(別紙)

## 1 スマイルサイクル 料金プラン

### ●基本レンタル料金（月額）

| コース                      | 当初賃貸期間<br>6ヵ月のとき | 当初賃貸期間<br>1年のとき | 当初賃貸期間<br>2年のとき |
|--------------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| スタンダードコース                | 2,860 円（税込）      | 2,420 円（税込）     | 1,950 円（税込）     |
| スタンダードコース<br>+チャイルドシート付き | 3,960 円（税込）      | 3,520 円（税込）     | 3,050 円（税込）     |
| スポーツタイプコース               | 5,280 円（税込）      | 4,840 円（税込）     | 4,400 円（税込）     |

※当初賃貸期間経過後も、月額料金は変わらないものとする

※当初賃貸期間内での解約の場合、残期間分の基本レンタル料金相当額を解約金として申し受ける

### ●オプション料金（月額）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 修理あんしんオプション | 1,650 円（税込） |
| 盗難あんしんオプション | 990 円（税込）   |

### ●配送料（事務手数料込）

| 地域             |                                            | 配送料等合計       |
|----------------|--------------------------------------------|--------------|
| 京都府のうち<br>右の地域 | 京都市、長岡京市、向日市、大山崎町、久御山町、<br>八幡市、宇治市、亀岡市、城陽市 | 17,600 円（税込） |
| 大阪府のうち<br>右の地域 | 高槻市、島本町、茨木市、摂津市、枚方市、吹田市、<br>豊中市、箕面市        |              |
| 京都府のうち<br>右の地域 | 京田辺市、精華町、木津川市、井手町、宇治田原町、和束<br>市、笠置町、南山城村   | 19,800 円（税込） |

|                          |                                            |              |
|--------------------------|--------------------------------------------|--------------|
| 大阪府のうち<br>右の地域           | 大阪市、門真市、寝屋川市、交野市、四条畷市、大東市、<br>東大阪市、八尾市、池田市 |              |
| 兵庫県のうち<br>右の地域           | 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、川西市、宝塚<br>市、三田市、猪名川町   |              |
| 奈良県のうち<br>右の地域           | 奈良市、生駒市                                    |              |
| 滋賀県のうち<br>右の地域           | 大津市、草津市、守山市、栗東市                            |              |
| 上記以外の京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・滋賀県 |                                            | 24,200 円（税込） |

※配送料は、申込時に、初月料金と合わせて支払う

※上記の配送料には納品時配送料・引取時配送料・事務手数料を含む

※離島・山間部などでは、別途の見積りとなる場合があるものとする

## 2 オプション細則

### ●修理あんしんオプション

1. 修理あんしんオプションの加入者は、通常の使用の範囲で生じた、自転車および付属品の汚損・劣化・破損・故障に対して、車体または付属品の交換を無償で受けることができる。
2. 修理あんしんオプションの加入者は、キー、ロックの紛失に対して、弁済を免れ、同等品を新たに借り受けることができる。
3. オプションによる対応を受けられるのは月に1回までとする。
4. オプションによる対応を受けることができるのは、自転車本体がサービス対応エリア内にある場合に限るものとする。
5. 交換品は、当初賃貸されていたものとまったく同一の製品ではなく、機種、機能、色、細部の仕様が異なる同等品である場合があるものとする。
6. 通常の使用の範囲を超える汚損・劣化・破損・故障は対応の対象とならない場合があるものとし、その判断は、当社自転車整備士が行うものとする。

## ●盗難あんしんオプション

1. 修理あんしんオプションの加入者は、自転車本体およびバッテリーが盗難された場合、その弁済を免れ、同等品を新たに借り受けることができる。
2. オプションによる対応を受けることができるのは、下記条件をすべて満たす場合とする。
  - (ア) 盗難場所がサービス対応エリア内であること
  - (イ) 盗難時、自転車が施錠されており、利用者が借り受けている鍵をすべて所持していること
  - (ウ) 利用者が管轄の警察署に盗難届を出し、受理されていること
3. 新たに借り受けることのできる代品は、当初賃貸されていたものとまったく同一の製品ではなく、機種、機能、色、細部の仕様が異なる同等品である場合があるものとする。
4. オプションによる対応を受けられるのは契約期間を通して1回までとする。
5. オプションによる対応を受けた場合、対応を受けた日が属する月で、オプションについては解約となり、再加入はできないものとする。